

# 資料編

本ガイドラインに関連する資料について提示します。

《参考1》	用語の説明	60
《参考2》	関連する法令、ガイドライン、参考文献	63
《参考3》	先行事例（県内・県外）	65
《参考4》	本ガイドライン作成までの経過	79
《参考5》	その他参考資料	83

## 《参考 1》 用語の説明

### SNS P.5

エス エヌ エス (Social Networking Service : ソーシャルネットワーキングサービス)とは、人と人とのつながりをサポートするコミュニティ型のウェブサイト。友人・知人間のコミュニケーションを促進したり、趣味・嗜好、出身地、友人の友人といったつながりを通じて、新たな人間関係を構築する場を提供する会員制サービス。

### 国立国会図書館東日本大震災アーカイブ (愛称：ひなぎく) P.8,9

国立国会図書館 (NDL:National Diet Library) と総務省が協同で開発し、国立国会図書館が公開する、東日本大震災に関するデジタルデータを一元的に検索・活用できるポータルサイト。東日本大震災に関するあらゆる記録・教訓を次の世代へ伝え、被災地の復旧・復興事業、今後の防災・減災対策に役立てるために、関連する音声・動画、写真、ウェブ情報等を包括的に検索できる。

愛称は「ひなぎく」(Hybrid Infrastructure for National Archive of the Great East Japan Earthquake and Innovative Knowledge Utilization)。ひなぎくの花言葉、「未来」「希望」「あなたと同じ気持ちです」に、復興支援という事業の趣旨が込められている。

### 著作権 (Copyright) P.26,27,28,29,30,33,35,36

思想や感情を創作的に表現した者が、その表現の利用を独占できる権利。日本では著作物を創作した時点で自然に発生し、作者の死後 50 年後まで認められる。著作権法では、対象となる著作物を「思想又は感情を創作的に表現したものであって、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するもの」と規定しており、小説や随筆、論文、絵画、写真、図形、立体造形物、建築、音楽、映画、コンピュータプログラムなどがこれに該当する。

### デジタルアーカイブ P.1,5,7,8,9,12,13,45,50,52,54

博物館や図書館、公文書館などの収蔵品、学術資源、文化資源などをデジタル化し、データベースを作り、保存すること。電子媒体にすることで資料の破損や劣化が防げ、ネットワークを通じた公開や利用も容易になる。

### デジタルコンテンツ (Digital Contents) P.13,34,35,50,54

デジタルデータで表現された文章、音楽、画像、映像、データベース、又はそれらを組み合わせた情報の集合のこと。それらを再生するためのソフトウェアを含むこともある。デジタルデータなので複製しても劣化しないことや、コンピュータの特性を利用したインタラクティブ(双方向)性などが、アナログコンテンツとの際立った違い。

## データストレージ **P.50,51,54**

ストレージ (storage) は貯蔵や保管の意味で、コンピュータ機器においては、さまざまなデータを保存しておく場所であるデバイス (外部記憶装置や補助記憶装置) のこと。パソコンの場合はハードディスクドライブ (HDD) や、CD-R、DVD-R など。携帯電話やスマートフォンなどでは、フラッシュメモリや、フラッシュメモリ内蔵で取り外しできる microSD カードがよく利用されている。

## データベース (Database) **P.9,12,50**

特定のテーマに沿ったデータを集めて管理し、コンピュータでデータの追加、削除、検索をしやすい形に整理したもの。コンピュータ上で作成、保管され、専用のソフトウェア (データベース管理システム) によって管理されるものを指す。データベース管理システムのことをデータベースという場合もある

## ブログ (Blog, Weblog) **P.5**

個人やグループで運営され、自分の意見や感想を日記風に表示し、それに対し閲覧者が自由にコメントできる形式のウェブサイトのこと。weblog (ウェブログ) とは web と log (日誌) を一語に綴った造語で、略して blog (ブログ) と使われる。ブログを作成する人をブロガーと呼ぶことがある。

## ポータルサイト (Portal Site) **P.4,8,15**

ユーザーの多くが、インターネットにアクセスして最初に訪れる巨大なウェブサイト。検索エンジンやリンク集を核として、ニュースなどの情報提供サービス、メールサービス、電子掲示板など、ユーザーがインターネットで必要とする機能をすべて無料で提供している。検索エンジン系のサイトや、ウェブブラウザメーカーのサイト、コンテンツプロバイダのサイトなどがある。

## ホームページ (Homepages) **P.6,9,42**

ウェブブラウザを起動した時に、最初に表示されるページのこと。また、ウェブサイトの表紙や入口に相当する最上位のページ (トップページ)。現在は、あらゆるウェブサイトやウェブページのことをホームページと呼んでいる。表示されるページは使用者によってさまざまで、あらかじめ設定することができる。

## マスキング (Masking) **P.29,34**

ある素材を覆い、被せたりして、不必要な部分を隠したり保護したりすること。コンピュータソフトによる画像処理の一つで、作業の対象にしたくない範囲を保護するために覆う機能。マスキング機能は作業範囲を正確に指定することができる。

## メタデータ (Meta Data) **P.45,51**

データそのものではなく、そのデータに関連する情報のこと。データについてのデー

タであるため、メタ（上位の）データと呼ばれる。メタデータとして記載される主な情報としては、著者、作成日、文書タイトル、著作権情報や関連キーワードなど。データを効率的に管理したり検索したりするために重要な情報である。文書や画像などを保存するファイル形式の多くは、ファイルの先頭にメタデータを格納し、続いてデータ本体を格納するようにできている。

#### **ワークショップ (Workshop) P.15,19**

もともとは仕事場、作業場を意味する言葉。研究会・セミナーなどにおいては、参加者自らが知識や技術、アイデアなどを積極的に交換し、実践的に検討する手法。研究活動をはじめ、まちづくりなどのコミュニティ活動や問題解決のための合意形成の場としても活用される。

#### **< 出典 >**

- ・ 総務省
- ・ 国立国会図書館
- ・ IT用語辞典 e-words
- ・ HTML タグボード
- ・ コトバンク
- ・ webllio 辞書(三省堂大辞林)
- ・ IT用語辞典 BINARY

## 《参考2》 関係する法令、ガイドライン、参考文献

ガイドライン策定にあたり、関連する法令・資料等は次のようなものがあります。

- ・博物館法（1951.12）

社会教育法に則り博物館の設置、運営に関して必要な事項を定めたもの。一定の要件を満たした博物館について博物館登録原簿に登録を受けることができる。

＜参考＞電子政府の総合窓口 <http://law.e-gov.go.jp/>

- ・図書館法（1950.04）

社会教育法に則り図書館の設置、運営に関して必要な事項を定めたもの。

＜参考＞電子政府の総合窓口 <http://law.e-gov.go.jp/>

- ・著作権法（1960.05）\*TPP 締結により日本の著作権保護期間は延長される見込み  
著作権とは、文芸、学術、美術、音楽などの文化的創造物に対する著作者の権利。著作権の原則的保護期間は、著作者が著作物を創作した時点から著作者の死後 50 年まで。著作権のある著作物を著作権者の許諾を得ないで無断で使用した場合、著作権侵害となる。

＜参考＞公益社団法人著作権情報センター <http://www.cric.or.jp/>

- ・人格権（日本国憲法（13条）1946.11）

個人的人格的生存に不可欠なものを保護する権利の総称。憲法上、明確な規定はされていないが、憲法 13 条の幸福追求権から由来する。名誉権、プライバシー権などがそれに当たるとされている。名誉毀損やプライバシーの侵害等をした場合、損害賠償等の対象となる可能性がある。

＜参考＞結の杜総合法律事務所 <http://yuinomori-law.com/>

- ・商標権（商標法 1959.4）

商標権とは、商標を使用する者の業務上の信用を維持し、需要者の利益を保護するため、商標法に基づいて設定されるもの。特許庁に商標登録をされたものに発生する。商標権利者は権利を侵害するものに対し、侵害行為の差し止め、損害賠償等を請求できる。

＜参考＞特許庁 <http://www.jpo.go.jp/>

- ・意匠権（意匠法 1959.4）

意匠権とは、知的創造物についての権利を保護する知的財産権のうちの一つ。物品の形状、模様、色彩等により視覚を通じて美感を起こさせるものが対象。特許庁で意匠登録されたものを保護する。

＜参考＞特許庁 <http://www.jpo.go.jp/>

- ・所有権（民法（第 206 条）1896.4）  
所有権とは、法令の制限内において、自由にその所有物の使用、収益及び処分をする権利。  
＜参考＞電子政府の総合窓口 <http://law.e-gov.go.jp/>
  
- ・個人情報保護法（2003.5）  
個人情報の有用性に配慮しながら、個人の権利利益を保護することを目的に制定された法。国の行政機関や地方公共団体における個人情報の取扱いに関する基本理念や、民間の事業者における個人情報の取扱いに関するルールを定めている。  
＜参考＞消費者庁 <http://www.caa.go.jp/>
  
- ・岩手県公文書公開条例（岩手県情報公開条例 1999.4）  
県民の知る権利を尊重し、請求に基づいて公文書を開示することを目的とした条例。  
＜参考＞岩手県 <http://www.pref.iwate.jp/jouhoukoukai/ippan/015359.html>
  
- ・岩手県個人情報保護条例（岩手県個人情報保護条例 2001.3）  
県が保有する個人情報について、開示、訂正、管理等に関して適切な取り扱いを行い、個人の権利利益の保護を目的とした条例。  
＜参考＞岩手県  
<http://www.pref.iwate.jp/jouhoukoukai/kojinjouhou/007306.html>
  
- ・総務省「震災関連デジタルアーカイブ 構築・運用のためのガイドライン」  
（2013.03）  
震災関連デジタルアーカイブの構築・運用を推進するために、構築・運用する際の流れや作業概要、考慮すべきポイントについてまとめたもの。  
＜参考＞総務省  
[http://www.soumu.go.jp/menu\\_seisaku/ictseisaku/ictriyou/02ryutsu02\\_03000114.html](http://www.soumu.go.jp/menu_seisaku/ictseisaku/ictriyou/02ryutsu02_03000114.html)

### 《参考3》 先行事例（県内・県外）

ガイドライン策定に当たり、次の先行事例について参考にしました。

区 分	事業主体	名 称
東日本大震災	岩手県久慈市	久慈・野田・普代 震災アーカイブ
	宮城県	東日本大震災アーカイブ宮城 ～未来へ伝える記憶と記録～
	宮城県多賀城市	史都・多賀城 防災・減災アーカイブス 「たがじょう見聞憶 伝えよう千年後の未来へ。」
新潟中越地震及 び中越沖地震	公益社団法人 中越防災安全推進機構	中越メモリアル回廊
阪神・淡路大震災	兵庫県	阪神・淡路大震災記念 人と防災未来センター

次頁以降に、それぞれの概要を示します。

- 事業主体：岩手県久慈市
- 名称：久慈・野田・普代 震災アーカイブ
- ウェブサイト公開日：2015年4月15日
- URL：http://knf-archive.city.kuji.iwate.jp/

## (1) 概要

久慈市、野田村、普代村における東日本大震災に関する記録を保存・公開しています。3市村の取組で、連絡窓口等は久慈市が担当。システム保守費用は人口割りなどの適切な配分で負担します。

- ・収集資料点数 13万点以上（2015年4月15日現在）
- ・他機関とのアーカイブ連携：国会図書館東日本大震災アーカイブ「ひなぎく」と連携

## (2) デジタルアーカイブシステム構築及びアーカイブサイトの特徴



### 地図で見る

### 久慈・野田・普代の様子



あのとき、あの場所はどうだっただろう  
か・・・

2011年3月11日。あの日、多くの被害を受けました。  
その記録の一部を地図から追ってみます。

(2015年12月5日現在)

利用者はウェブサイトの「お問い合わせフォーム」から申請を行い、資料をダウンロードを行うことが可能です。限定公開の資料も詳細なメタデータを公開しており、アーカイブ内でも資料の存在が分かるようになっています。完全非公開資料のデータについては、セキュリティ上の観点からサーバーへは登録せず、外部媒体にのみ保存しています。コンテンツの特徴として、被災者のインタビューをテキストデータとして公開しています。また、メタデータの中には地元住民のみが分かるような項目もデータとして付与されています。



## <コンテンツ内容>

### I 基本コンテンツ

#### アーカイブ検索

- ・地図から
- ・写真から
- ・詳細検索

### II テーマコンテンツ

#### 特集「あの日と重ねて」

久野・野田・善代  
震災デジタルアーカイブ  
あの日と重ねて

- 久野市 無いところにある船
- 久野市 迫る津波
- 久野市 通れない道
- 善代村 残された瓦礫
- 善代村 崩れる港
- 野田村 荒野と化した集落
- 野田村 立ち向かう鳥居
- 野田村 絶たれた網罟

久野・野田・善代震災デジタルアーカイブ



(2015年12月5日現在)

### (3) デジタルアーカイブの活用状況

初等教育において身近な災害時の行動規範を教える教材、高等教育機関での研究利用、防災計画策定、震災学習ツアーの企画検討の参考等での利用を想定。広く活用されるよう推進しています。

### (4) 収集・活用等における課題

住民や民間企業が所有している資料も収集対象とし、自治体の広報等での資料提供の呼びかけでは収集が困難でした。体験談については、被災者の感情等に配慮して収集を心がけることが必要。公開・非公開の判断については、あいまいな部分もあり、公開に対して不安がある資料については非公開としました。また、一度公開について判断をした資料についても、作業を進める過程で変更となる資料が相当数ありました。活用推進は担当職員の時間的な制約もあり、なかなか進まない面もあります。

### (5) 今後の展望

復興が終わるまでは継続して資料収集を行い、保存についても公開から5年間は運用予定。以後の公開については未定。

■事業主体：宮城県（内容確認中）

■名称：東日本大震災アーカイブ宮城～未来へ伝える記憶と記録～

■ウェブサイト公開日：2015年6月15日

■URL：https://kioku.library.pref.miyagi.jp/

### (1) 概要

宮城県内 35 市町村と連携・協力して構築した東日本大震災関連資料のデジタルアーカイブ。写真、音声・動画、文書等を収集・保管しており、ウェブサイトで閲覧することができます。

- ・公開点数 約 31 万 7,000 点 ※未公開資料は約 10 万点（2015 年 6 月 15 日現在）
- ・他機関とのアーカイブ連携：国会図書館東日本大震災アーカイブ「ひなぎく」と連携

### (2) デジタルアーカイブシステム及びアーカイブサイトの特徴

資料の種別（写真、音声・動画、文書）ごとの検索のほか、地図、詳細項目からの検索をすることができます。

また、市町村ごとに情報を整理・分類しています。市町村は個別にシステムへログイン・更新できる設計となっています。「各自治体からののお知らせ」等、スピーディーに各地の情報を掲載することが可能です。

#### <コンテンツ内容>

##### I 基本コンテンツ

- ・写真を検索・閲覧
- ・音声・動画を検索・視聴
- ・文書を検索
- ・地図から検索

##### II テーマコンテンツ

- ・各自治体からののお知らせ
- ・各自治体の新着コンテンツ
- ・よく見られている資料
- ・キュレーション

##### III その他

- ・自治体ごとの情報を見る



(2015 年 12 月 5 日現在)



(東日本大震災アーカイブ宮城 仙台市ページ 2015年12月5日現在)

### (3) デジタルアーカイブの活用状況

ウェブサイト上で、資料のデジタルデータを提供しています。また、収集した資料については、展示等で活用しています。

- ・宮城県図書館で震災津波関連資料の展示を開催
- ・宮城県図書館で「東日本大震災文庫」を設置。図書、雑誌、新聞、チラシ等を公開

### (4) 収集・活用等における課題等と今後の展望

- ・最初の収集時にさまざまな記録を対象としていたが、携帯電話で撮影された画像や動画も対象にするべきだった。
- ・ポスター等の大型資料の保管方法に苦慮した。
- ・避難所になった施設で作成された資料や、病院施設等の当時の対応状況に係る記録等の資料は収集が困難だった。

### (5) 今後の展望

今後新しいコンテンツを増やしていく方針です。ウェブサイトのPRや、利活用方法の検討を重ね、広く活用されるデジタルアーカイブを目指しています。

■事業主体：宮城県多賀城市

■名称：史都・多賀城 防災・減災アーカイブス「たがじょう見聞憶」

■ウェブサイト公開日：2014年3月27日

■URL：<http://tagajo.irides.tohoku.ac.jp/>

## (1) 概要

「たがじょう見聞憶」は、多賀城市で起こった東日本大震災の記録を収集、保管し、体系的に整理したデジタルデータベース。震災の記録を未来へ伝え、今後の防災・減災に役立てることができるよう、インターネットで公開しています。

①公開点数（10月12日現在）：約2万4千点

- ・写真：23,578点、
- ・動画：114点（市民提供動画）、
- ・文書：0点
- ・その他：344点（ウェブページ）

②他機関とのアーカイブ連携：宮城県図書館「東日本大震災アーカイブ宮城」とAPI連携

しています

\*国立国会図書館（ひなぎく）との連携については検討中。

<「たがじょう見聞憶」のコンセプト図>



## (2) デジタルアーカイブシステム構築及びアーカイブサイトの特徴

国立大学法人東北大学災害科学国際研究所（以下「研究所」）とは、平成25年2月に減災への取組をより効果的、実践的に推進すべく、相互に協力連携することを約定した協定を締結しました。そのような中、多賀城市では、震災の記録を伝承し、今後の備えに役立てるべく独自のアーカイブ構築に際し、研究所に対して業務計画に関する監修及び助言、収集した記録情報の分析・利活用方策等の研究を委託しています。また、システム構築に当たっては、可能な限りオープンソースのソフトウェアを使っているほか、研究所のデジタルアーカイブプロジェクトである「みちのく震録伝」と連携しており（研究所内のストレージサーバを利用）、短期間のうちに特徴的で独自性のあるデジタルアーカイブを、比較的安価な形で構築することに成

功しています。

なお、アーカイブサイトに導入している CMS の機能として以下を有しており、日常的な資料の追加等は市役所担当課が対応しています。

- ・ 震災記録情報を登録及び削除できる機能。
- ・ 登録されたデータを管理できる機能。
- ・ 一般利用者、公的機関及び市役所各部署等の区分に応じた公開権限を設定できる機能。
- ・ データの登録件数、種類及び提供元を集計できる機能。

### <コンテンツ内容>

#### I 基本コンテンツ

- ・ たがじょう見聞録とは
- ・ 震災前の防災・減災
- ・ 震災直後の被災状況
- ・ 震災直後の応急対応
- ・ 震災後の復旧・復興
- ・ 千年先への伝承

#### II テーマコンテンツ

- ・ 防災・減災への指針一人一話（証言）
- ・ 都市型津波被害とは
- ・ 復旧・復興ビフォーアフター映像集
- ・ 復興計画
- ・ 復興の進捗
- ・ 減災都市への取組
- ・ 小中学校の防災教育の今
- ・ 伝承と減災を考えるまち歩き

#### III 資料検索機能



### (3) デジタルアーカイブの活用状況

- ア パネル展示、減災市民会議（たがじょう見聞憶で公開しているコンテンツを活用したまちあるきやワークショップなど）
- イ 防災副読本（学習資料）を作成するための参考資料として活用
- ウ NHKをはじめとした各種メディアへの震災資料の提供

### (4) 収集・活用等における課題等

「たがじょう見聞憶」は、防災・減災のためのアーカイブとして「伝えよう千年後の未来へ」をキャッチフレーズに、終期を定めず継続を考えているため、つくって終わりではなく、いかに活用していくかが課題です。そのために、アーカイブの活動（情報収集・発信）を継続することはもとより、活用・実践の機会と場を常に持っていなければなりません。これらのことから市ではアーカイブに関するトレンドを把握すべく「宮城県東日本大震災アーカイブス連絡会議」はじめとして各種会議、セミナー、シンポジウムに積極的に参加し、他の活用実践事例を参考に研究所の協力を得ながら取り組んでいます。



■事業主体：公益社団法人中越防災安全推進機構

■名称：中越メモリアル回廊

■公開日：2011年10月23日

■URL：<http://c-marugoto.jp/>

### (1) 概要

新潟県中越大震災及び中越沖地震の記録や教訓を世界へ伝えるために整備された施設。メモリアル拠点である長岡震災アーカイブスセンター「きおくみらい」（長岡市）、おぢや震災ミュージアム「そなえ館」（小千谷市）、やまこし復興交流館「おらたる」（長岡市）、川口きずな館（長岡市）、かしわざき市民活動センター「まちから」（柏崎市）の5施設と、3箇所のメモリアルパーク（公園）で構成されており、利用者はそのネットワークを周遊することで、震災に関連する情報を網羅できるように設定されています。



## 中越メモリアル回廊

The CHU-ETSU Earthquake Memorial Corridor



(2015年12月5日現在)

### (2) 事業の特徴

震災記録の保存・調査・情報発信、防災学習、人材育成等の機能を複数の広いエリアで備え、拠点同士をネットワークし相互補完することで、エリア全体の魅力向上を図っています。

#### ①長岡震災アーカイブスセンター「きおくみらい」（平成23年10月22日開館）

コンセプト：「知」の集積と中越メモリアル回廊を訪れる人へのゲートウェイ

コンテンツ：収集した写真や映像、体験談などを展示。新潟県中越地震発生数日後の航空写真地図をもとに被害状況等が分かるマップや、被災者インタビュー等の映像シアター、地震、防災関連の図書などを整備。

#### ②おぢや震災ミュージアム「そなえ館」（平成23年10月23日開館）

コンセプト：震災体験の伝承と防災学習拠点

コンテンツ：地震発生時の再現映像のシアターのほか、発災から3時間後、3日後、3年後をテーマに情報を整備。地震動シミュレータ等体験にも重点を置いています。

### ③やまこし復興交流館「おらたる」（平成25年10月23日開館）

コンセプト：震災で見直す「文化・生業」と地域交流ハブを担う総合型地域活動拠点

コンテンツ：被災地となった山古志の伝統や暮らしについて情報発信を行います。

### ④川口きずな館（平成23年10月23日開館）

コンセプト：住民が集い憩いながら「復興の物語（絆）」の集積と担う課題解決型地域活動拠点

コンテンツ：被災地となった川口の文化や復興の歩みについて紹介。

### ⑤かしわざき市民活動センター「まちから」（平成27年11月5日開館）

コンセプト：市民活動を通じてまちづくりを推進し、防災・減災社会の実現を目指す

コンテンツ：発災時、復興時の「市民力」をキーワードに、復興の歩みを紹介。

## ⑥デジタルアーカイブ

「中越災害アーカイブ」中越メモリアル回廊とリンクを貼っており、誰でも利用することができます。新潟県中越地震、新潟県中越沖地震の被災地を今に伝えるアーカイブサイト。被災地の紹介をはじめ、被災地に暮らす人々の情報を発信しています。



### (3) 活用状況

(2015年12月5日現在)

- ①全国自治体防災研修を実施
- ②各施設へ国の機関や地方自治体等の視察
- ③小・中学校等の教育機関の団体利用
- ④支援ボランティアスタッフと被災地の継続的な交流の場
- ⑤災害時応援協定の締結による自治体レベル・民間レベルの交流促進

### (4) 収集・活用等における課題

- ・中越大震災の記録に関しては、地元の研究機関等が連携し、震災に関する多数の資料・映像等が収集・保全されましたが、物品等の資料収集についてはやや手薄となりました。
- ・出先機関にある資料をできるだけ集めました。担当者が変わったり、それぞれの機関で定めている「5年保管」などの規定のため廃棄されてしまったケースもあ



ります。

- ・写真に写っている場所がどこかわからないという問題が生じました。
- ・映像は、権利関係の了解を取られていない、追跡できないものはテレビ局から中越メモリアル回廊協議会で購入しました。(マスコミには中間支援組織として行政の代行機構となってもらい、記事を公開してもらう代わりに情報を提供するなどしています)
- ・教育機関への情報発信に一定の成果を上げていますが、県外団体利用客が多く、地元の小・中学校、高校等における防災学習、地域学習としての団体訪問はごく一部にとどまっています。

#### (5) 今後の展望

各館の特性に磨きをかけるとともに、「中越メモリアル回廊」として連携施策を重点的に展開します。特に、長岡震災アーカイブスセンター「きおくみらい」においては、情報の収集・蓄積、発信を強化し、減災社会の実現と地域振興への担い手としての存在感をアピールしていきます。

■事業主体：兵庫県（内容確認中）

■名称：阪神・淡路大震災記念 人と防災未来センター

■施設公開日：2002年4月27日

■URL：<http://www.dri.ne.jp/>

### (1) 概要

阪神・淡路大震災の経験を語り継ぎ、その教訓を未来に生かすことを通じて、災害文化の形成、地域防災力の向上、防災政策の開発支援を図り、減災社会の実現に貢献していくため、平成14年4月に兵庫県が国の支援を得て設置しました。現在、公益財団法人ひょうご震災記念21世紀研究機構が、指定管理者として、施設の管理運営に当たっています。

阪神・淡路大震災に関する資料の収集・保存、防災に関する展示のほか、実践的な防災研究、人材の育成、災害対応の現地支援、多様なネットワークを通じた国内外の防災関係者との連携などの取組を総合的、一体的に推進しています。

〈施設の状況〉

西館	東館
建物構造：地上7階、地下1階 延床面積：約8,600㎡ 展示ゾーン：1F～4F 資料室：5F（資料収蔵庫は7F） 開館：平成14年4月27日 施設整備費：約60億円（国1/2、県1/2）	建物構造：地上7階、地下1階 延床面積：約10,200㎡ 展示ゾーン：1F～3F 開館：平成15年4月26日 施設整備費：約61億円（県10/10）

### (2) 事業の特徴

#### ① ミッション

阪神・淡路大震災の経験と教訓を継承、発信し、減災社会の実現に貢献すること

#### ② 機能

##### ア 展示

防災・減災に関する情報を映像、ジオラマ、震災時の実物資料等により発信。

##### イ 資料収集・保存

阪神・淡路大震災の資料、その他の災害や防災に関する資料を収集・保存、公開。

（以上①②が災害博物館機能）

##### ウ 災害対策専門職員の育成

地方自治体のトップや防災担当職員を対象として、災害対策の専門研修を実施。

##### エ 実践的な防災研究と若手防災専門家の育成

防災対策の立案推進に資する実践的研究を進め、これを通じて防災専門家を育成。

##### オ 災害対応の現地支援・現地調査

大規模災害時に専門職員等を被災地に派遣し、調査、情報提供や助言を実施。

## カ 交流・ネットワーク

センター及び周辺に集積する国際的な防災機関等を中心として、多様なネットワークを形成し、社会の防災力向上のための取組を推進。



(2015年12月5日現在)

### (3) 収集・活用等状況

#### ① 震災資料の収集

ア 一次資料（震災に直接関連する資料）

阪神・淡路大震災に関する映像・音声資料、紙資料、モノ、写真等を受け入れ、研究・展示等に活用しやすい環境を整えるため、整理・データベース化を推進。

<収蔵状況> (平成27年3月末現在)

種類	映像・音声	紙	モノ	写真	計
点数	1,285	178,245	1,424	6,060	187,014

(注)写真枚数は126,785枚

イ 二次資料（図書、DVD等の資料）

阪神・淡路大震災及びその他の災害・防災関連の刊行物（図書、DVD等）について、一層の充実を図るとともに、図書類の目次のデータベース化を推進。

<収蔵状況> (平成27年3月末現在)

種類	図書	雑誌	チラシ	映像	その他	計
点数	13,140	18,933	1,712	925	5,063	39,773

#### ② 資料の保存・整理

資料収蔵庫等の環境調査（虫、ホコリ、カビ等）、温湿度管理や、一次資料のガス燻蒸を行うなど原資料の適切な保存に努めるとともに、映像・音声資料の媒体変換、新聞資料の脱酸性化処理等を実施。

#### ③ 資料の利活用・発信

申請を受けて震災資料の閲覧、貸出に対応するなど有効活用を図るとともに、資料に関する相談業務や、資料室ニュースの発行（年 3 回）、ホームページでの情報発信等を実施。

ア 震災資料（写真）の利活用の促進

利用者の利便性の向上を図り、平成 27 年 8 月から貸出頻度の高い震災資料（写真）113 枚をセンターホームページからダウンロードできるようにしています。

イ スポット展示「震災資料のメッセージ」の実施

センターに寄贈され、常設展示では公開していない一次資料について、展示ゾーンで、モノ資料を中心に年度ごとのテーマに沿って紹介（四半期ごとに入れ替）。平成 27 年度のテーマは「食」－水、救援物資、調理器具（炊き出し・食卓）。

ウ 資料室企画展の開催

毎年テーマを定め、震災資料を活用した企画展を開催。

平成 27 年度のテーマは「1.17 のしるし－イマ／ココから考える」

④関係機関との連携

神戸大学附属図書館、兵庫県立図書館との震災資料横断検索システムの運用など、震災資料を収集・保存している図書館、文書館等との連携・交流関係を維持・強化しています。

(4) 収集・活用等における課題

- ・一次資料の公開について、寄贈者からセンター一任の許諾を得るための調査（一次資料約 18 万点余のうち、公開に当たってその都度寄贈者の許諾を必要とする資料、寄贈者に対して公開の許諾を確認できていない資料が 4 万点以上あり）
- ・資料の公開等に当たっての著作権の処理、個人のプライバシー配慮
- ・一次資料の劣化防止（収蔵庫等の温湿度管理、虫菌類対策、資料の媒体変換等）
- ・二次資料の開架場所の確保
- ・資料の一層の有効活用（Web での情報発信、企画展や各種媒体の活用）

(5) 今後の展望

南海トラフ地震、首都直下地震等の国難となる災害の発生も懸念されており、これまでの災害の教訓を生かし伝えていくことが強く求められていることから、東日本大震災を踏まえた研究調査や研修等を継続するなど、全国さらには全世界の防災・減災の情報発信・ネットワーク拠点として、各機能の一層の充実を図ります。

## 《参考4》 本ガイドライン作成までの経過

### 1 岩手県震災津波関連資料収集活用有識者会議設置要綱

(設置)

**第1条** 東日本大震災津波による被害及び復興に係る資料を収集・整理・保存・活用するための方策について検討するため、岩手県震災津波関連資料収集活用有識者会議(以下「有識者会議」という。)を置く。

(所掌事務)

**第2条** 有識者会議は、以下に掲げる事項を所掌する。

- (1) 震災津波関連資料の収集・整理・保存・活用するための方策の検討・提言に関すること。
- (2) その他、震災津波関連資料に関して必要な事項に関すること。

(組織)

**第3条** 有識者会議は、15人以内をもって組織し、優れた識見を有する者のうちから復興局長が委嘱する。

2 委員の任期は、1年とする。ただし、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

**第4条** 有識者会議に、委員長及び副委員長1人を置く。

- 2 委員長は、委員の中から互選によって決める。
- 3 副委員長は、委員の中から委員長が指名する。
- 4 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

**第5条** 有識者会議は、復興局長が招集する。

- 2 有識者会議は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 有識者会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(ワーキンググループ)

**第6条** 有識者会議に付議する議題や資料をあらかじめ準備、検討するため、有識者会議にワーキンググループを置く。

(意見の聴取)

**第7条** 有識者会議は、必要に応じて知見のある者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

**第8条** 有識者会議の庶務は、復興局において処理する。

(補則)

**第9条** この要綱に定めるもののほか、有識者会議の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成27年8月7日から施行する。

## 2 岩手県震災津波関連資料収集活用有識者会議委員名簿

No.	氏名	所属・職
1	あかぬま ひでお 赤沼 英男	岩手県立博物館 首席専門学芸員
2	おおさわ よしとき 大沢 義時	久慈市 総合政策部 地域づくり振興課 情報推進係長
3	おばら まさあき 小原 正明	岩手日報社 広告事業局 事業部長
4	かの じゅんいち 鹿野 順一	特定非営利活動法人いわて連携復興センター 代表理事
5	かんぎゆう としかず 貫牛 利一	特定非営利活動法人 久慈広域観光協議会 専務理事
6	さわぐち ゆうこ 澤口 祐子	岩手県立図書館 主幹兼特命課長
7	さわだ まさひろ 澤田 雅浩	長岡造形大学 副地域協創センター長
8	しばやま あきひろ 柴山 明寛	東北大学 災害科学国際研究所 災害アーカイブ研究分野 准教授
9	ともおか ふみと 友岡 史仁	日本大学 法学部 経営法学科 教授
10	すぎもと しげお 杉本 重雄	筑波大学 大学院図書館情報メディア研究科 研究科長
11	みなみ まさあき 南 正昭	岩手大学 地域防災研究センター長
12	もりもと しんや 森本 晋也	岩手県 教育委員会事務局 学校教育室 主任指導主事

※ 50音順、敬称略 (組織名、肩書きは平成27年12月現在のもの)

### 3 岩手県震災津波関連資料収集活用有識者会議の経過

#### (1) 岩手県震災津波関連資料収集活用有識者会議第1回ワーキンググループ

日時：平成27年8月5日（水）

会場：岩手県庁11階 労働委員会委員室

議題：

- ①震災津波関連資料の収集活用等に係る基本的な方向性について
  - ア 震災津波関連資料の収集活用等の必要性及び現状
  - イ 震災津波関連資料の収集活用等に係る課題及び対応の方向性
  - ウ 震災津波関連資料の収集活用等に係る推進体制

- ②震災津波関連資料の収集活用等の進め方について

- ア 全体スケジュール
- イ 平成27年度のスケジュール
- ウ 平成27年度の有識者会議の主な議題

- ③震災津波関連資料の収集活用等に係るガイドライン（構成案）について

#### (2) 平成27年度第1回岩手県震災津波関連資料収集活用有識者会議

日時：平成27年8月10日（月）

会場：岩手県労働委員会委員室（岩手県庁11階）

議題：

- ①震災津波関連資料の収集活用等に係る基本的な方向性について
  - ア 震災津波関連資料の収集活用等の必要性及び現状
  - イ 震災津波関連資料の収集活用等に係る課題及び対応の方向性
  - ウ 震災津波関連資料の収集活用等に係る推進体制

- ②震災津波関連資料の収集活用等の進め方について

- ア 全体スケジュール
- イ 平成27年度のスケジュール
- ウ 平成27年度の有識者会議の主な議題

- ③震災津波関連資料の収集活用等に係るガイドライン（構成案）について

#### (3) 岩手県震災津波関連資料収集活用有識者会議第2回ワーキンググループ

日時：平成27年9月15日（火）

会場：岩手県労働委員会委員室（岩手県庁11階）

議題：

- ①震災津波関連資料の収集活用等に係るガイドライン（たたき台）について

- ②震災津波関連資料の収集活用等の進め方について

- ア 平成27年度のスケジュール
- イ 平成27年度の有識者会議の主な議題

#### (4) 平成27年度第2回岩手県震災津波関連資料収集活用有識者会議

日時：平成27年9月28日（月）

会場：岩手県公会堂 21号室

議事：

- ① 震災津波関連資料の収集活用等に係るガイドライン(たたき台)について
- ② 震災津波関連資料の収集活用等の進め方について
  - ア 平成 27 年度のスケジュール
  - イ 平成 27 年度の有識者会議の主な議題

**(5) 岩手県震災津波関連資料収集活用有識者会議第 3 回ワーキンググループ**

日時：平成 27 年 11 月 10 日(火)

会場：岩手県盛岡地区合同庁舎(8 階) 講堂 A

議事：

- ① 報告事項
  - 平成 27 年度第 2 回岩手県震災津波関連資料収集活用有識者会議について
- ② 検討事項
  - 震災津波関連資料の収集活用等に係るガイドライン(素案)について

**(6) 平成 27 年度第 3 回岩手県震災津波関連資料収集活用有識者会議**

日時：平成 27 年 11 月 18 日(水)

会場：岩手県民会館(4 階) 第 2 会議室

議事：

- ① 報告事項
  - 平成 27 年度第 2 回岩手県震災津波関連資料収集活用有識者会議について
- ② 検討事項
  - 震災津波関連資料の収集活用等に係るガイドライン(素案)について

**(7) 岩手県震災津波関連資料収集活用有識者会議第 4 回ワーキンググループ**

日時：平成 27 年 12 月 10 日(木)

会場：岩手県盛岡地区合同庁舎(8 階) 講堂 C

議事：

- ① 報告事項
  - 平成 27 年度第 3 回岩手県震災津波関連資料収集活用有識者会議
- ② 検討事項
  - 震災津波関連資料の収集活用等に係るガイドライン(案)について

**(8) 平成 27 年度第 4 回岩手県震災津波関連資料収集活用有識者会議**

日時：平成 27 年 12 月 22 日(火)

会場：大通会館リリオ(3 階) イベントホール

議事：

- ① 報告事項
  - 平成 27 年度第 3 回岩手県震災津波関連資料収集活用有識者会議
- ② 検討事項
  - 震災津波関連資料の収集活用等に係るガイドライン(案)について



## 《参考5》その他参考資料

### 1 庁内連絡会議の構成

#### 震災津波関連資料収集活用庁内連絡会議設置要綱

##### （設置の趣旨）

第1 東日本大震災津波による被害及び同大震災津波からの復旧・復興に関連した資料（以下「震災津波関連資料」という。）の収集、保存、整理及び活用（以下「収集活用等」という）の方向性について検討するため、「震災津波関連資料収集活用庁内連絡会議」（以下「庁内連絡会議」という）を置く。

##### （所掌事務）

第2 庁内連絡会議の所掌事務は、次のとおりとする。

- （1）震災津波関連資料の収集活用等に係る庁内の情報共有に関すること。
- （2）「震災津波関連資料の収集活用等に係るガイドライン」作成に係る調整に関すること。
- （3）その他震災津波関連資料の収集活用等に関し必要な事項に関すること。

##### （構成員）

第3 庁内連絡会議は、別表に掲げる職にあるものをもって構成する。

- 2 庁内連絡会議には座長1名を置き、復興局復興推進課総括課長をもって充てる。
- 3 座長は、庁内連絡会議の議長となる。
- 4 座長は、必要に応じ、第1項に定める者以外の関係者を招集することができる。

##### （会議の招集）

第4 庁内連絡会議は、座長が必要に応じて招集する。

##### （事務局）

第5 庁内連絡会議の事務局は、復興局復興推進課に置く。

##### （その他）

第6 この要綱に定めるもののほか、庁内連絡会議の運営に関し必要な事項は、座長が別に定める。

##### 附 則

この要綱は、平成27年8月31日から施行する。

## 別表（第3関係）

No.	所 属	職
1	秘書広報室秘書課	管理課長
2	総務部総務室	管理課長
3	総務部法務学事課	私学・情報公開課長
4	総務部総合防災室	防災危機管理担当課長
5	政策地域部政策推進室	特命課長
6	環境生活部環境生活企画室	企画課長
7	保健福祉部保健福祉企画室	企画課長
8	商工労働観光部商工企画室	企画課長
9	商工労働観光部観光課	三陸再生特命課長
10	農林水産部農林水産企画室	企画課長
11	県土整備部県土整備企画室	企画課長
12	教育委員会事務局教育企画室	特命参事兼企画課長
13	教育委員会事務局学校教育室	首席指導主事兼 学力・復興教育課長
14	教育委員会事務局生涯学習文化課	生涯学習担当課長
15	県立図書館	主幹兼特命課長 (震災資料活用)
16	県立博物館	首席専門学芸員 (文化財科学部門)
17	復興局まちづくり再生課	まちづくり再生担当課長
18	復興局復興推進課	総括課長

## 2 県・市町村連絡会議の構成

### 震災津波関連資料収集活用県・市町村連絡会議設置要綱

#### (設置の趣旨)

第1 東日本大震災津波による被害及び同大震災津波からの復旧・復興に関連した資料（以下「震災津波関連資料」という。）の収集、保存、整理及び活用（以下「収集活用等」という）の方向性について検討するため、「震災津波関連資料収集活用県・市町村連絡会議」（以下「県・市町村連絡会議」という）を置く。

#### (所掌事務)

第2 県・市町村連絡会議の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 震災津波関連資料の収集活用等に係る県・市町村の情報共有及び調整に関すること。
- (2) 「震災津波関連資料の収集活用等に係るガイドライン」作成に係る調整に関すること。
- (3) その他震災津波関連資料の収集活用等に関し必要な事項に関すること。

#### (構成員)

第3 県・市町村連絡会議は、別表に掲げる所属の担当室課長にあるものをもって構成する。

- 2 県・市町村連絡会議には座長1名を置き、岩手県復興局復興推進課総括課長をもって充てる。
- 3 座長は、県・市町村連絡会議の議長となる。
- 4 座長は、必要に応じ、第1項に定める者以外の関係者を招集することができる。

#### (会議の招集)

第4 県・市町村連絡会議は、座長が必要に応じて招集する。

#### (事務局)

第5 県・市町村連絡会議の事務局は、岩手県復興局復興推進課に置く。

#### (その他)

第6 この要綱に定めるもののほか、県・市町村連絡会議の運営に関し必要な事項は、座長が別に定める。

#### 附 則

この要綱は、平成27年8月31日から施行する。

別表（第3関係）

No.	県/市町村	所 属
1	市町村	洋野町特定政策推進室
2		久慈市総合政策部まちづくり振興課
3		野田村総務課
4		普代村総務課地域創生室
5		田野畑村復興対策課
6		岩泉町復興課復興室
7		宮古市教育委員会文化課市史編さん室
8		山田町総務課
9		大槌町総合政策課
10		釜石市総務企画部総務課震災検証室
11		大船渡市企画政策部秘書広聴課
12		陸前高田市企画部企画政策課
13	岩手県	総務部法務学事課
14		総務部総合防災室
15		商工労働観光部観光課
15		教育委員会事務局教育企画室
16		教育委員会事務局学校教育室
17		教育委員会事務局生涯学習文化課
18		県立図書館（震災資料活用）
19		県立博物館（文化財科学部門）
20		沿岸広域振興局経営企画部復興推進課
21		沿岸広域振興局宮古地域振興センター復興推進課
22	沿岸広域振興局大船渡地域振興センター復興推進課	

## 使用許諾同意書

私は、東北大学災害科学国際研究所が行う震災アーカイブプロジェクト「みちのく震録伝」において、東日本大震災等に関する知見、記憶、記録等を伝承する目的に賛同し、画像（肖像を含む）・動画・録音物・その他資料等を東北大学災害科学国際研究所「みちのく震録伝」に提供すること及びインタビューに応じます。

私が提供した資料等とインタビューを通じて伝えた内容は、東北大学災害科学国際研究所「みちのく震録伝」の Web サイト、展示、広報物などを通じて、公開され、一般利用者が閲覧することを認めます。（アーカイブデータは、「みちのく震録伝」のサーバへ保管され、ハーバード大学エドウィン・O・ライシャワー研究所及び国立国会図書館東日本大震災アーカイブ等へデータ連携するものとする）

また、私は、学校・自治体・非営利団体等の防災・減災・復興支援等の目的において、インタビュー内容及び編集された記事・インタビュー時に撮影した画像（肖像を含む）・動画・音声、その他資料等があらゆる媒体にて使用されることがあることについて同意するものとします。

私は、提供した資料及びインタビューで話した内容の著作権は東北大学災害科学国際研究所「みちのく震録伝」が利用することを認め、法令及び公序良俗に反しない限り、原則一般公開できることとします。また、私はインタビュー内容及び公開記事に対して、著作者人格権を行使しません。

ただし、裏面の「資料の提供にあたっての条件」「インタビュー内容の公開にあたっての条件」に記載した内容以外の利用は認めません。また、私が同意書に同意した後でも、いつでも本同意書を撤回する権利を行使することができます。

### 記

#### 1 許諾の対象となる情報

- ・ 東日本大震災等に関する、被災状況、復旧・復興の記録・防災計画、救援・救護状況、暮らし・まち・風景や施設、行事等に関するインタビュー内容及び編集記事、写真（肖像を含む）、動画、録音物、その他資料など

#### 2 使用の条件等

- ・ 個人情報及び肖像権が適切に処理されていないものは一般に公開しないこと。また、第三者の権利を侵害する恐れがあるものは一般公開しないこと。
- ・ 提供した素材の複製物を東北大学災害科学国際研究所が第三者に対して提供することを認めます。複製物を有償で第三者に提供することは禁止します。

※ 提供していただいた素材は、必ずしも一般公開されるとは限りません。

上記をお読みいただき、裏面に記名・押印をお願いします。

資料の提供にあたっての条件

[ ]

※例えば、「資料は研究用途のみ利用可. 資料は非公開とする」, 「〇〇の目的のみ利用可」など

<提供する画像、動画、録音物、資料など>

[ ]

インタビュー内容の公開にあたっての条件

[ ]

※例えば、「インタビューは研究用途のみ利用可. インタビュー内容は非公開とする」, 「〇〇の目的のみ利用可」など

インタビュー記事<画像(肖像を含む)・音声・動画など>の使用は以下を条件とします。  
(該当する項目に☑をつけてください)

- 肖像の公開を認めません  氏名・会社名・肩書きなどの公開を認めません  
 居住地、所在地の公開を認めません(例: 仙台市青葉)

企業・団体等の場合は、「企業名・団体名」の欄に記名願います。  
個人の場合は、「氏名」欄に記名願います。

東北大学災害科学国際研究所 御中

\_\_\_\_年 \_\_\_\_月 \_\_\_\_日

\_\_\_\_\_  
企業名・団体名 印

※社印・団体印および角印の押印をお願いします。

\_\_\_\_\_  
氏名 印

※未成年者の場合は、親権者の代筆をお願いします。

\_\_\_\_\_  
住所

\_\_\_\_\_  
メールアドレス 電話番号

※提供いただいた個人情報は、提供いただいた著作物の管理及び問合せの目的にのみ使用します。

以上

【参考資料】岩手県（知事部局）における震災津波関連資料の保管に関する通知

法 学 第 1 6 号

平成 27 年 4 月 2 日

本庁各室課等の長  
広域振興局の部等の長  
広域振興局の部等に置く所の長  
広域振興局等以外の出先機関の長

様

法務学事課総括課長

平成 26 年度ファイル管理簿の提出等について

このことについて、行政文書管理規程（平成 11 年岩手県訓令第 5 号）第 49 条第 2 項の規定により、ファイル管理簿のうち平成 26 年度に完結した行政文書に係る部分のものを下記により平成 27 年 4 月 30 日（木）までに提出願います。

記

1 提出方法

ネットワークコンピュータの「法務学事公一★040\_1【文書担当】一★H26 ファイル管理簿（H27 年 4 月提出）」の地区ごとのフォルダに、ファイル管理簿の「部局名」及び「室課等」の欄に記載している事項をファイル名として保存することにより提出してください（例：総務部法務学事課）。

2 留意事項

- (1) 提出いただいたファイル管理簿については、知事が保有する行政文書の管理に関する規則（平成 11 年岩手県規則第 40 号）第 10 条第 3 項の規定により一般の閲覧に供することとなりますので、ファイル名自体に個人名、企業名等の保護に値すべき情報が含まれている場合には、記載を適宜調整してください。
- (2) ファイル管理簿は、永年方式により作成することとされているので、平成 26 年度のファイル管理簿については、平成 25 年度分のファイル名等に引き続き記載してください。  
ただし、今回の提出に際しては、エクセル表を加工して、平成 26 年度分のみ提出してください。
- (3) 行政文書の分類及びファイル管理簿の作成については、別添通知を参照願います。  
また、ファイル管理簿の様式を加工して使用している場合は、必ず標準の様式に戻して提出してください。

3 東日本大震災津波に関する文書について

東日本大震災津波に関する文書については、今後、歴史的な文書として保存するため、保存期限満了後に廃棄処分としないように配慮願います（保存すべき文書については、別紙を参考としてください。）。

なお、当該文書に係るファイル管理簿の記載については、別添、作成例を参照願います。

担当 情報公開担当 白沢（内 5056）

## 東日本大震災津波に関する保存すべき文書の例示

東日本大震災津波に関する保存すべき文書を例示すれば以下のとおりであるが、これに限定せず、広く保管するようになしてください。

1 決裁、供覧済み文書等		
(1)	被害状況	東日本大震災津波による被害状況に関する文書
(2)	緊急・応急対策	緊急・応急対策の取組に関する文書
(3)	施策	東日本大震災津波に係る計画の立案、進捗状況等に関する文書
		東日本大震災津波に係る施策の立案、実施等に関する文書
(4)	議会、委員会等	東日本大震災津波に係る議会等への対応に関する文書
(5)	制度	東日本大震災津波に係る制度の新設・改廃に関する文書
		東日本大震災津波に係る国の特例制度、通達等に関する文書
		東日本大震災津波に係る行政組織の改廃に関する文書
(6)	調整	東日本大震災津波に係る国又は市町村との調整に関する文書
		東日本大震災津波に係る民間団体との調整に関する文書
(7)	財政	東日本大震災津波に係る予算・決算に関する文書
		東日本大震災津波に係る基金に関する文書等
		東日本大震災津波に係る契約に関する文書
(8)	外郭団体	東日本大震災津波に係る外郭団体の設立、事業等に関する文書
(9)	調査	東日本大震災津波に係る研究及び調査、統計等に関する文書
(10)	儀式、行事等	東日本大震災津波に係る儀式、表彰等に関する文書
		東日本大震災津波に係る行事、会議等に関する文書
(11)	争訟	東日本大震災津波に係る争訟に関する文書
(12)	義援金等	東日本大震災津波に係る義援金、義援物資等に関する文書
(13)	相談	東日本大震災津波に係る広報、広聴、相談等に関する文書
(14)	その他	東日本大震災津波に関する事象を記す文書
2 各種検討資料、記録、図面、メモ等		
(1)	決裁等の作成過程での検討資料	
(2)	庁内（部内・課内・担当内会議、協議を含む。）会議、協議での検討資料	
(3)	対外的な会議、協議での検討資料	
(4)	委員会、審議会等の記録	
(5)	その他重要なメモ等	
3 その他参考資料		
復興施策検討のために集めた他の災害関連資料 等		





震災津波関連資料の収集・活用等に係るガイドライン（案）

**岩手県復興局**

〒020-8570 岩手県盛岡市内丸 10-1

TEL 019-651-3111

E-mail [AJ0001@pref.iwate.jp](mailto:AJ0001@pref.iwate.jp)